## アスファルト舗装工事における指名審査基準の

# 変更について (お知らせ)

赤磐市ではアスファルト舗装工事における望ましい施行体制を確保した業者選定のため、 赤磐市建設工事等指名業者選定要綱第4条(4)の規定に基づき審査基準を平成19年1 1月1日より以下のとおりとします。

<u>市内、準市内業者で舗装工事の入札参加を希望の方</u>は、関係書類の提出をお願いいたします。

なお、本基準に基づく運用は以下のとおりです。

## 1. 対象工事

本運用の対象工事は「アスファルト舗装工事」として発注される工事であり、道路改良 工事等で舗装を一部含むものは対象としません。

### 2. 運用開始時期

平成19年度11月1日以降の業者選定。

#### 3. 指名にあたっての審査基準

市内、準市内業者で舗装工事の入札参加を希望の者は下記の申請書を提出することとし、 業者選定にあたっては舗装機械の自社保有の基準を満たしている業者について指名をおこ なうこととする。

- (1)申請書類
  - ①舗装業者工事施工能力審査申請書
  - ②様式 第5-1号 機械器具調書 (舗装工事用)
  - ③様式 第5-2号 機械器具写真 (舗装工事用)
- (2)提出先

₹709-0898

岡山県赤磐市下市 344 番地

赤磐市役所総務部管財課 TEL: 086-955-1539

FAX: 086-955-1261

(3)提出期限

平成19年10月19日(金)

- (4) 自社保有を確認する機械の種類は次を標準とする。
  - ①アスファルトフィニッシャー (2.4m~4.5m級以上)

- ②タイヤローラー (8 t 級以上)
- ③モーターグレーダー (3.1m級以上)
- ④マカダムローラー(10 t 以上)
- ⑤特例機種・・アスファルトフィニッシャー (1.4m~3.0m級以上) 搭乗式振動ローラー (3~4 t 級以上)
- (5)機械の所有状況を確認の上、次表により指名業者を選定する。

上記 (4) の ①~④までの 2種以上を保有	上記(4)の ①~⑤までの 2種以上を保有	上記(4)の ①~⑤までの 1種を保有 又は機械なし
指名対象	指名対象	指名せず

- 注 1)保有機械には、必ずアスファルトフィニッシャー (2.4m-4.5m級以上又は 1.4 m-3.0m級以上) を含むものとする。
- 注2)特例機種同士の2種保有は認めない。
- 注3)経営審査における完成工事高が0円の場合は指名しない。